

入札公告

令和3年3月15日

次のとおり一般競争入札に付します。

分任支出負担行為担当官
名古屋植物防疫所長 平野 善広

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 官用自動車点検等業務
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日(木)まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (6) その他の競争参加資格については、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所、入札説明書等を交付する場所及び日時

(場所)

〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 (名古屋港湾合同庁舎9F)

名古屋植物防疫所庶務課用度係 電話:052-651-0111 FAX:052-651-0115

(日時)

令和3年3月16日(火) ~ 令和3年3月29日(月)

(但し、行政機関の休日を除く 9時00分 ~ 17時00分)

(交付方法)

交付場所で受領若しくは電子メール添付ファイルによる

4 資格審査結果通知書の写しの提出

入札に参加を希望する者は、資格審査結果通知書の写しを 令和3年3月29日(月)17時まで
に上記3に示す場所に提出し、当該入札への参加資格を有する者であることの確認を受けなけれ
ばならない。(提出方法は持参、郵送、FAX及び電子メールとする。)

5 入札方法及び入札書等の提出方法

(1) 入札方法

入札書には、仕様書に記載された業務実施に要する経費等、この契約の履行に要する
一切の諸経費を含めた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち被課税額に当該金額の
10%に相当する金額を加算した金額に非課税額を加算した金額(当該金額に1円未満の
端数がある場合は1円未満切り捨て。)をもって落札価格とするので、入札者は課税業者、
免税業者に関わらず見積もった金額のうち被課税額の110分の100に相当する金額に
非課税額を加算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書等の提出方法

入札説明書に定めるところにより、入札者は、入札書、委任状を、入札日に持参、または
令和3年3月29日(月)17時まで上記3に示す場所に必着するよう、書留郵便で郵送す
ること。

なお、電報、ファックス、電子メールによる入札は認めない。

6 入札場所及び入札日時

(1) 場所 〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12

名古屋港湾合同庁舎8F 名古屋植物防疫所会議室

(2) 日時 令和3年3月30日(火) 10時00分

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

9 契約書作成の要否

要

10 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者が決定しても令和2年度中に契約する意思はないものとする。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 内訳書

落札者は契約締結にあたり、入札金額の内訳書を提出する。

(3) 入札回数

入札回数は原則として2回まで。

(4) 詳細は入札説明関係書類による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/nag.html>)をご覧ください。

官用自動車点検等業務仕様書

1. 対象自動車

官用自動車点検車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車とする。

2. 請負内容

(1) 請負者は、契約担当官等又はその補助者(以下「契約担当職員」という。)の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、別紙車両配置場所一覧表で示す車両配置場所から対象車両を請負者施設へ運び業務を実施し、業務終了後は車両配置場所に返還するものとする。

(2) 発注書における件名の業務内容は、次のとおりとする。

ア. 小型貨物自動車における6ヶ月点検及び12ヶ月点検とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第48条に基づく自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。)第2条第3項に規定する別表第5において、6月及び12月毎に行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、12ヶ月点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイルを含むものとする。

イ. 普通乗用自動車及び軽自動車における1年点検及び2年点検とは、点検基準第2条第4号に規定する別表第6において、1年及び2年毎に点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、2年点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイルを含むものとする。

ウ. 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める自動車検査独立行政法人及び法第74条の3に定める軽自動車検査協会において審査を受けること又は法第94条の2外に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

エ. 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ. 車両陸送とは、車両配置場所及び自動車整備工場間の引き取り作業及び返還作業をいう。

カ. エンジンオイルについては、SN品質（API規格）のものとし、交換については、6ヶ月を目安とする。

オイルエレメント交換はエンジンオイル交換2回につき1回を目安とする。ワイパーブレードゴム交換、ファンベルト交換、ラジエーター液（ロングライフクーラント）交換、ウォッシャー液交換、エンジンドレンプラグパッキン交換及び発煙筒交換は、それぞれ部品代及び工賃を含むものとする。

キ. 各種部品（油類を含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品の引き取り費用を含むものとする。

ク. 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

ケ. タイヤ装脱着（夏タイヤ→冬タイヤ、冬タイヤ→夏タイヤ）については、装着したタイヤの空気圧調整及びローテーションを含むものとする。

コ. 当所が要望した場合は、代車を用意すること。

サ. その他

部品のうち、ワイパーブレードゴムについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものとする。

シ. 別途発注

上記ケの業務は、点検・検査とは別の時期に発注できるものとし、契約担当職員はオの車両陸送も含めて請負者に依頼できるものとする。

(3) 車体検査・定期点検及び各種整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、別紙一覧表に予定数量を提示するが、発注数量を確約するものではない。

また、請負者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当職員に連絡の上、指示を受けるものとする。

3. その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、可能な限り新旧部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多岐に渡り、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

車両配置場所一覧表

No.	所名	登録番号	種別用途	車名	履行場所 (車両配置場所)
1	名古屋植物防疫所	名古屋305る728	乗用	プリウス	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
2	名古屋植物防疫所	名古屋401は9497	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
3	名古屋植物防疫所	名古屋401ふ2936	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区西倉町1 ガーデンふ頭西駐車場
4	名古屋植物防疫所	名古屋401と4668	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
5	名古屋植物防疫所	名古屋401と4669	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
6	名古屋植物防疫所	名古屋401つ400	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
7	名古屋植物防疫所	名古屋401そ5606	小型貨物	ハイエース	〒455-0032 名古屋市港区西倉町1 ガーデンふ頭西駐車場
8	名古屋植物防疫所	名古屋401ひ4536	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
9	名古屋植物防疫所	名古屋581つ5681	軽乗用	ワゴンR	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
10	名古屋植物防疫所	豊橋400た7999	小型貨物	パートナー	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
11	名古屋植物防疫所 南部出張所	名古屋401ね2466	小型貨物	ADバン	〒478-0047 愛知県知多市緑町5
12	名古屋植物防疫所 南部出張所	名古屋401さ5850	小型貨物	パートナー	〒478-0047 愛知県知多市緑町5
13	名古屋植物防疫所 中部空港支所	名古屋401は4972	小型貨物	ADバン	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎内
14	名古屋植物防疫所 中部空港支所	名古屋401は4896	小型貨物	ADバン	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港CIQ庁舎内